

指 名 停 止 一 覧 表

平成30年 9 月 1 日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備 考
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7番2号 (株) エム・テック 代表取締役 向山 照愛	平成30年 9 月 1 日から 平成30年 9 月 30日まで (1 か月)	第2条第1項 (別表第2第9号)	左記業者及び使用人は、東京都発注の「平成28年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。